

前橋市計量関係手数料条例の改正について（議案第113号）

にぎわい商業課

1 改正の理由

- (1) 計量器定期検査業務を指定定期検査機関に委託することに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 計量検査所における事業を見直し、実用基準分銅の検査及び依頼検査に係る手数料を廃止する。

2 主な内容

- (1) 指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者は、この条例で定める手数料を指定定期検査機関に納付することとし、その手数料は指定定期検査機関の収入とする。
- (2) 実用基準分銅の検査及び依頼検査に係る手数料の額を定める規定を削る。

3 施行期日

平成31年4月1日